

国会公契第 31 号
国官技第 263 号
国営管第 426 号
国営計第 125 号
国港総第 541 号
国港技第 70 号
国空予管第 624 号
国空空技第 307 号
国空交企第 225 号
国北予第 49 号
令和 3 年 1 月 28 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

令和2年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における 入札・契約業務等の円滑な実施について

令和2年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、令和3年1月28日付け国会公第142号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に基づき、今般の補正予算に「防災・減災、国土強靱化の推進」に係る予算が措置されたこと等を踏まえ、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、迅速かつ適切な執行の観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。なお、円滑な事業執行に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底や当該対策に係る費用を上乗せする等の柔軟な契約変更の徹底を行うなど、既に通知している「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号）等を踏まえ、必要な措置を適切に実施すること。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「令和2年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和2年4月1日付け国官総第263号、国会契91号、国地契第75号、国官技第449号、国営管第475号、国営計第146号、国北予第57号）による他、次の(1)から(5)までにより、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

(1) 一括審査方式の積極的活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出させる技術資料（施工計画及び技術提案を含む。）の内容を同一のものとすることができる一括審査方式を積極的に活用すること。

(2) 総合評価落札方式における提出資料の更なる簡素化

総合評価落札方式の実施に際しては、施工計画及び技術提案を除く評価項目について、簡易な技術資料により評価値を算定し、評価値が上位の者から詳細な資料の提出を求めることにより提出資料の簡素化に努めること。

(3) 総合評価落札方式における企業等の評価項目の適切な設定

総合評価落札方式のうち施工能力評価型では、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）及び「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成27年3月16日付

け国港総第 455 号、国港技第 106 号)において、企業・技術者(以下「企業等」という。)の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業等の施工能力を判断できる項目を適宜設定することとしているところであるが、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる工事成績や表彰を持たない企業等に対しても受注機会の拡大を図るため、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、各地方整備局で試行されている実績等にとらわれない評価方式(いわゆるチャレンジ型や自治体実績評価型等)を積極的に活用し、企業等の評価項目の適切な設定に努めること。

(4) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成 26 年 2 月 6 日付け国地契第 61 号、国官技第 256 号、国営計第 110 号、国北予第 39 号)又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成 26 年 3 月 11 日付け国港総第 555 号、国港技第 117 号)の規定にかかわらず、令和 2 年度第 3 次補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととする。

(5) 手続期間の短縮

総合評価落札方式の実施における手続期間については、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」、「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインの制定について」(平成 25 年 10 月 24 日付け国空予管第 329 号、国空安保第 425 号)又は「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」に記載されている標準的な日数によらず、令和 2 年度第 3 次補正予算による工事においては、競争性の確保に留意しつつ、事務手続きに要する日数を精査の上で、必要に応じて設定できることとする。

2. 円滑な事業執行

事業の執行に当たっては、「令和 2 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」による他、次の(1)から(6)までにより、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。

(1) 施工時期等の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成 27 年 12 月 25 日付け国官総第 186 号、国官会第 2855 号、国地契第 43 号、国官技第 255 号、国営官第 355 号、国営計第 75 号、国北予第 25 号)に基づき、早期かつ円滑な事業執行を図るとともに、休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定や翌債等の繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。

また、余裕期間制度については、上記通知を踏まえ、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、原則として活用を努めること。

(2) 発注見通しの速やかな公表の徹底

令和2年度第3次補正予算による工事及び建設コンサルタント業務等に係る発注の見通しについて、円滑な事業執行の観点も踏まえ、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1428号、国地契第25号）及び「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、技調発第75号、営建発第34号）又は「建設コンサルタント等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年9月22日付け港管第2091号、港建第794号）に基づき、補正予算成立後速やかに公表することを徹底すること。

(3) 発注者間の連携体制の強化等

発注者間の協力体制については、建設業者における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達を図るため、発注見通しを統合して公表するなど、発注者間の一層の連携に努め、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図ること。

(4) 災害復旧工事における適切な入札契約方式の適用等

早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定することが求められる災害復旧工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第3号、「発注関係事務の運用に関する指針」及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずること。

(5) ICTを全面的に活用した工事の推進

建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す i-Construction の推進のため、「i-Construction における「ICTの全面的な活用」について」（令和2年3月31日付け国官技第399号、国総公第118号）及び「「ICTの全面的な活用の促進に関する実施方針」について」（平成31年3月25日付け国港技第87号）に示された実施方針、「営繕工事における生産性向上技術の積極的な活用について」（令和2年3月31日付け国営計第153号、国営施第170号、国営設第193号）に示された活用方針並びに「i-Construction における「ICTの全面的な活用」の実施について」（令和2年3月4日付け国技建管第22号、国総施第2号）に基づき、中小企業を対象とする工事を含めて ICT を全面的に活用した工事等を積極的に実施し、建設現場におけるプロセス全体の最適化を図ること。

(6) 前金払及び中間前金払の活用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う資金需要の増加を踏まえ、円滑な工事代金の流通によって施工体制の確保を図るため、前金払及び中間前金払の活用推進に取り組むこと。